

令和6年度

定期総会
議案書

鹿児島県公立学校事務職員協会

総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 議 長 選 出
- 4 議 事
 - (1) 令和5年度 会務報告及び事業報告について
 - (2) 令和5年度 決算及び監査報告について
 - (3) 令和6年度 役員選出（案）について
 - (4) 令和6年度 事業計画（案）について
 - (5) 令和6年度 予算（案）について
 - (6) その他
 - ア 鹿児島県公立学校事務職員協会「県外派遣研修事業」実施要領の改正（案）について
 - イ 鹿児島県公立学校事務職員協会研究助成金交付審査委員会設置規定の改正（案）について
- 5 そ の 他
- 6 閉会のことば

(注) 会 則 (抜すい)

第9条 総会は最高の議決機関で、年1回開催する。ただし、理事会の決議または会員の3分の2以上の要求、もしくは会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

- 2 総会の議決事項は次のとおりとする
 - (1) 会則の改正
 - (2) 事業計画の審議
 - (3) 予算の審議・決算の承認
 - (4) 会長・副会長及び監事の承認

令和5年度 会務報告

4月	4日	学校名簿原稿依頼	各校・関係機関
4月	11日	令和4年度鹿児島県公立学校事務職員協会活動報告	各 校
4月	14日	全国公立高等学校事務職員協会九州協議会研究大会並びに総会参加申込期限	九州協議会
4月	20日	全国公立高等学校事務職員協会功労者表彰候補者推薦報告	全国協会
4月	20日	九州協議会公立学校事務職員協会功労者表彰候補者推薦報告	九州協議会
4月	25日	第1回役員会	互助組合会館
4月	25日	会計監査	互助組合会館
4月	25日	第1回理事会	互助組合会館
4月	25日	九州協議会研究大会実行委員会実行委員の委嘱〔人事異動に伴う欠員補充分〕	追加所属校
4月	26日	教育公務員弘済会鹿児島支部教育団体研究助成金交付申請	教育公務員弘済会
4月	27日	全国公立高等学校事務職員協会加入校数調査報告	全国協会
4月	27日	全国公立高等学校事務職員協会九州協議会加入校数調査報告	九州協議会
5月	2日	学校名簿送信	各校・関係機関
5月	24日	専門部活動費送金	研修部
5月	25日	第75回全国公立高等学校事務職員研究大会開催要項送付及び参加申込依頼	各 校
6月	8日	令和5年度専門部委員の委嘱〔各専門部委員所属校宛〕	各 校
6月	9日	鹿児島県公立学校事務職員協会講演依頼	講 師
6月	14日	全国公立学校事務職員協会九州協議会第2回理事会	かごしま県民交流 センター
6月	15日	第70回全国公立高等学校事務職員協会九州協議会研究大会並びに総会	かごしま県民交流 センター
	～16日	〔参加者221名〕	
6月	16日	第2回役員・専門部長会	かごしま県民交流 センター
6月	16日	第75回全国公立高等学校事務職員研究大会参加申込書提出〔宮城県〕	全国協会
6月	16日	事務協力金交付（教職員福利厚生事務センター）	福利厚生事務 センター
6月	21日	鹿児島県公立学校事務職員協会研究大会後援申請	県教育委員会
6月	21日	鹿児島県公立学校事務職員協会研究大会講師派遣申請	総務福利課
6月	23日	鹿児島県公立学校事務職員協会研究大会開催案内送付〔鹿児島〕	各 校
6月	23日	事務協力金交付（教職員共助会）	教職員共助会
6月	27日	専門部活動費送金	調査研究部
6月	27日	研究大会運営補助送金	鹿児島支部B班
6月	29日	パソコン研修会後援申請	県教育委員会
6月	30日	第75回全国公立高等学校事務職員研究大会負担金納入〔参加者20名〕	全国協会
7月	7日	パソコン研修会開催案内送付〔研修部〕	各 校
7月	14日	鹿児島県公立学校事務職員協会総会議案書送付	各 校
7月	24日	鹿児島県公立学校事務職員協会研究大会〔参加者112名〕	鹿児島市勤労者交流 センター
7月	24日	鹿児島県公立学校事務職員協会総会	鹿児島市勤労者交流 センター
7月	24日	第3回役員・専門部長会	鹿児島市勤労者交流 センター
7月	24日	日本教育公務員弘済会鹿児島支部 教育研究団体助成金交付	教育公務員弘済会
7月	27日	鹿児島県公立学校事務職員協会研究大会講師等礼状発送	県教育委員会ほか
8月	8日	全国公立高等学校事務職員協会第1回全国理事会	ホテル白萩 (仙台市)
8月	8日	第75回全国公立高等学校事務職員研究大会並びに総会〔本県参加8名〕	仙台国際センター (仙台市)

令和5年度 会務報告

8月	10日	会費納入依頼	各 校
8月	25日	パソコン研修会〔参加者33名〕	KCS鹿児島情報専門学校
8月	25日	令和6年度全国・九州大会参加予定者数調べ依頼	各 校
8月	27日	パソコン研修会講師等礼状発送	県教育委員会ほか
9月	11日	全国調査報告	全国協会
9月	28日	県外派遣研修	愛知県立学校 外
	～30日		
9月	29日	第4回役員・専門部長会	タイセイアネックス
9月	29日	令和6年度県外派遣研修募集依頼	各 校
10月	13日	全国公立高等学校事務職員協会会費送金	全国協会
11月	13日	研究発表補助（前年度，前々年度）送金	各 支 部
11月	13日	研究発表研究費送金	各 支 部
11月	13日	支部活動補助金送金	各 支 部
11月	14日	令和5年度様式等印刷申込書送付	各 校
11月	17日	全国公立高等学校事務職員協会第2回全国理事会	国立オリンピック 青少年総合センター
11月	17日	事務職員研修会，文部科学省との意見交換会	国立オリンピック 青少年総合センター
11月	17日	全国協会要覧送付	各 校
11月	22日	九州協議会公立学校事務職員協功労者表彰候補者予定者数調べ依頼	各 校
12月	8日	第5回役員・専門部長会	互助組合会館
12月	20日	九州協議会公立学校事務職員協功労者表彰候補者予定者数報告	九州協議会
1月	1日	協会ホームページ「ジムネット鹿児島」更新契約開始	ID A
1月	19日	関係団体業務連絡	福祉厚生事務 センター
1月	26日	第6回役員会	互助組合会館
1月	26日	関係団体業務連絡	弘 濟 会
1月	30日	九州大会前年度補助送金	北 薩 支 部
2月	2日	全国公立高等学校事務職員協会九州協議会第1回理事会	くまもと県民 交流館パレア
2月	14日	令和6年度 理事及び専門部委員，監事の選出依頼	各 支 部
2月	26日	能登半島地震に係る義援金送金	全国協会
3月	7日	会計監査	互助組合会館
3月	7日	第7回 役員・専門部長会	互助組合会館
3月	7日	関係団体業務連絡	共 助 会
3月	13日	会員退職に伴う慶弔費給付依頼文送付	各 校
3月	14日	全国公立高等学校事務職員協会九州協議会功労者表彰候補者推薦依頼	各 校
3月	15日	第71回全国公立高等学校事務職員協会九州協議会研究大会要項案内	各 校
3月	22日	全国公立高等学校事務職員協会功労者表彰候補者・依頼	各 校
3月	23日	第8回 役員会	互助組合会館

令和5年度 事業報告書		
		調査研究部
委員	◎松元（鹿児島聾）○迫（開陽）○新村（鹿屋農業）△石原（鹿高特支） 中間（鹿児島工業）西迫（鹿児島特支）村山（枕崎）神野（鹿児島水産） 當房（指宿特支）児島（山川）岩切（伊佐農林）木曾（蒲生） 石塚（福山）竹山（楠隼）田中（大島北） 有村（副会長：武岡台特支）本吉（本部理事：鶴翔）	
年月日	内	容
5. 7. 7	第1回調査研究部会 1 学校事務必携の見直しについて 2 協会HP様式の更新について 3 HP事務ソフトについて	於：サンエールかごしま
5. 9. 15	第2回調査研究部会 1 学校事務必携の見直しについて 班別確認作業 2 協会HP様式の更新について 班別確認作業 3 HP事務ソフトについて 班別確認作業 4 一括印刷物について 経過及び今後の予定の説明	於：サンエールかごしま
5. 10. 2	一括印刷物物品売買単価契約締結	
5. 11. 15	各学校へ一括印刷物注文書発送	
5. 11. 30	第3回調査研究部会 1 学校事務必携の見直しについて 班別確認作業 2 一括印刷物について 経過及び今後の予定の説明	於：サンエールかごしま
6. 1. 26	第4回調査研究部会 1 令和5年度年間反省及び次年度の取り組み 2 特別委嘱委員の選出	於：教職員互助組合会館
6. 2. 2	令和5年度版学校事務必携，HP様式，事務ソフト更新をIT班へ依頼 HP様式，事務ソフトの検証結果をIT班に連絡	
6. 3. 2	一括印刷物発送	
6. 3. 11	事務職員必携等のHP掲載についての文書発信	

令和5年度 事業報告書

研 修 部

委 員	◎梶木（伊集院）○前原（鶴丸）○小山田（出水特支）△勝木（鹿屋工業） 前田（武岡台）加治佐（鹿児島南）逆瀬川（川内）新山（出水） 穂満（霧島）福永（屋久島）藤後（南薩特支）前田（出水工業） 吉村（鹿児島豊） 饒平名（副会長：曾於）住吉（本部理事：鹿屋）木原（本部理事：川薩清修館）	
年 月 日	内	容
5.6.8	第1回研修部会	於：教職員互助組合会館 1 令和5年度事業計画及び業務分担について 2 令和5年度研究大会の内容検討及び業務分担について 3 令和5年度研究大会における質疑事項の内容検討について 4 令和5年度研究大会におけるアンケートの内容検討について 5 令和5年度パソコン研修会の内容検討について
5.7.4	第2回研修部会	於：教職員互助組合会館 1 令和5年度研究大会の内容検討及び業務分担について 2 令和5年度研究大会の当番支部との打ち合わせについて 3 令和5年度研究大会における質疑事項の内容検討について 4 令和5年度パソコン研修会の内容検討及び業務分担について
5.7.24	令和5年度研究大会の運営補助	於：鹿児島市勤労者交流センター
5.8.25	令和5年度パソコン研修会	於：KCS鹿児島情報専門学校
5.9.21	第3回研修部会	於：教職員互助組合会館 1 令和5年度研究大会について（総括） 2 令和5年度研究大会アンケート結果の分析について 3 令和5年度研究大会における質疑事項協会見解（案）について 4 令和5年度パソコン研修会アンケート結果の分析について
5.11.17	第4回研修部会	於：教職員互助組合会館 1 令和6年度研究大会開催要項について 2 令和6年度研究大会に向けての質疑事項募集案内について 3 令和6年度九州大会における発表支部選考について
6.2.22	第5回研修部会	於：鹿児島市中央公民館 1 研究大会担当支部引継について 2 令和5年度事業報告並びに令和6年度事業計画について 3 令和6年度研究大会開催要項等について 4 令和6年度研究大会における質疑事項候補の内容検討について 5 令和6年度パソコン研修会について

令和5年度 事業報告

第70回全国公立高等学校事務職員協会九州協議会研究大会実行委員会

委員	◎福永（委員長：南大隅） ◎有村（副委員長・総務部：武岡台特支） ◎饒平名（副委員長・研修部：曾於）◎柳（副委員長・運営部：鶴丸） ○木原（総務部長：川薩清修館）○飛田（研修部長：出水） ○藤山（運営部長：開陽） △有吉（指宿） △脇田（松陽） 本吉（鶴翔） 住吉（鹿屋） 増田（隼人工業） 原田（鹿児島盲）
年月日	内 容
5.4.26	第2回実行委員会運営部会 於：かごしま県民交流センター 1 九州協議会研究大会に向けた会場確認及び打ち合わせ、各係進捗状況確認
5.5.16	第3回九州協議会実行委員会役員・部長会 於：かごしま県民交流センター 1 第70回全国公立高等学校事務職員協会九州協議会研究大会の各部進捗状況の確認 2 九州協議会研究大会リハーサル打ち合わせ
5.5.24	第3回実行委員会 於：かごしま県民交流センター 1 第70回全国公立高等学校事務職員協会九州協議会研究大会リハーサル 2 全体会司会及び指導助言者事前打ち合わせ 3 各部進捗状況の確認及び業務打ち合わせ
5.6.14	第4回実行委員会 於：かごしま県民交流センター 1 全国公立高等学校事務職員協会第2回理事会及び第70回全国公立高等学校事務職員協会九州協議会研究大会並びに総会の各部準備 2 業務内容の最終確認
5.6.14	全国公立高等学校事務職員協会九州協議会第2回理事会 於：かごしま県民交流センター
5.6.15 ～ 6.16	第70回全国公立高等学校事務職員協会九州協議会研究大会並びに総会 於：かごしま県民交流センター 1 開会式・全体会・特別講演 2 九州協議会総会
5.7.7	第5回実行委員会 於：サンエールかごしま 1 第70回全国公立高等学校事務職員協会九州協議会研究大会の各部反省 2 業務のまとめ
5.9.29	全国公立高等学校事務職員協会九州協議会事務引継会議 （次回開催県：熊本県との引き継ぎ） 於：ホテルタイセイアネックス 1 第71回全国公立高等学校事務職員協会九州協議会研究大会開催地へ大会業務引継 2 九州協議会業務及び会計引継ぎ

令和5年度 決 算

鹿児島県公立学校事務職員協会

一般会計

収入の部

R6.3.31

科 目	予 算 額	収入済額	増 減 額	摘 要
繰越金	5,277,913	5,277,913	0	令和4年度からの繰越
会費収入	672,000	686,000	14,000	正会員会費 343人×2,000円
研究活動助成金	4,598,000	4,598,000	0	福利厚生事務センター 173人×15000円= 2,595,000円 共 助 会 173人×11000円= 1,903,000円 弘済会研究団体助成金 100,000円 (173人=(84校+2校(開陽:定時・通信))×2+1(奄美定時))
雑収入	87	40,058	39,971	預金利息 58円 研究発表助成金(全国・九州) 20,000円×2=40,000円
計	10,548,000	10,601,971	53,971	

支出の部

科 目	予 算 額	支出額	残 額	摘 要
研 修 費	2,440,000	1,864,694	575,306	支部活動補助金 84+2(開陽)校×15,000円= 1,290,000円 研究大会講師謝金等 50,000円 研究大会福利厚生費(景品代) 0円 専門部活動費 { 調査研究部 207,074円 研 修 部 317,620円
負 担 金	463,000	360,000	103,000	九州協議会 { 県分担当 5,000円 学校分担当 84校×1,000円=84,000円 全国協会 { 高等学校 68校×3,000円=204,000円 特別支援学校 16校×2,500円= 40,000円 全国協会大会参加費・理事会負担金 0円 九州協議会大会参加費・理事会負担金 27,000円 県研究大会参加費 0円
旅 費	1,580,000	727,740	852,260	理事会・役員会・専門部長会等 113,700円 県教委挨拶回り・研究活動助成金団体への報告等 600円 九州協議会引継会,全国・九州理事会,全国研修会等 357,200円 県研究大会関係等 194,340円 県外派遣研修(1人) 61,900円
事務手当	160,000	160,000	0	本部理事手当 4人×40,000円=160,000円
慶弔費	400,000	140,000	260,000	退職・結婚 14人×10,000円=140,000円
通信費	150,000	25,168	124,832	切手代 4,378円 振込手数料 20,790円
会議費	200,000	84,900	115,100	会場使用料 21,900円 九州協議会情報交換会費等 63,000円
需用費	860,000	342,089	517,911	総会議案書印刷代 107,448円 用紙代・のし袋代等 26,741円 ホームページ管理費 198,000円 撮影用マルチスタンド他 9,900円
積立金	2,500,000	2,500,000	0	九州・大会全国大会準備積立金(特別会計)へ 2,500,000円
研究助成金	1,350,000	1,066,166	283,834	研究大会運営補助(鹿児島B) 556,166円 研究発表前年度補助(R6:鹿児島A) 100,000円 研究発表前年度補助(R6:鹿児島B) 100,000円 研究発表前々年度補助(R7:南薩) 50,000円 研究発表前々年度補助(R7:始良伊佐) 50,000円 研究発表研究費(残りの全支部・ブロック) 5支部×30,000円 九州大会発表前年度補助(R6:北薩) 20,000円 九州・全国大会発表助成金(九州協議会より始良伊佐支部へ) 40,000円
予備費	445,000	50,000	395,000	能登半島地震義援金
合 計	10,548,000	7,320,757	3,227,243	

(収入済額) (支出済額) 次年度への繰越額
10,601,971円 - 7,320,757円 = 3,281,214円

特別会計(九州大会・全国大会準備積立金)

前年度末積立金残高①	九州協議会研究大会実行委員会会計分からの引継積立額②	今年度積立額③	預金利息④	今年度支出額⑤※	今年度末積立金残高 ①-⑤+②+③+④
2,503,283	1,990,800	2,500,000	13	2,500,550	4,493,546

- 九州協議会理事会・全国大会開催のための積立となります。
- 全国大会開催のための予算として約1,000万円が必要であり、単年度では負担できないため年次的に積み立てます。
- ※ 九州大会実行委員会会計へ 2,500,000円, 振込手数料 550円

令和5年度第70回全国公立高等学校事務職員協会九州協議会研究大会実行委員会決算

収入の部

(単位:円)

費 目	予算額	収入額	増減額	摘 要
繰越金	1,080,146	1,080,146	0	
特別会計	2,500,000	2,500,000	0	九州大会準備積立金
参加費	1,000,000	782,000	△ 218,000	大会参加費3,000円×231名, お弁当代1,000円×89名
雑収入	100,050	100,014	△ 36	九州大会運営費補助, 全国公立高等学校事務 職員協会九州協議会 理事会負担金, 弘済会 研究助成金, 預金利息
計	4,680,196	4,462,160	△ 218,036	

支出の部

費 目	予算額	支出額	残 額	摘 要
旅 費	1,500,000	577,000	923,000	実行委員会旅費
会 議 費	1,200,000	476,915	723,085	大会会場使用料, 実行委員会会場使用料 他
謝 金	1,100,000	1,029,200	70,800	記念講演講師謝礼金・旅費・記念品・花束
需 用 費	600,000	289,150	310,850	資料印刷用紙, 大会要項・参加券等印刷, ペーパーバッグ他
通 信 費	50,000	12,098	37,902	郵便料, 参加券送料, 振込手数料, 両替手数料他
事 務 手 当	160,000	80,000	80,000	本部役員(各部長)
予 備 費	70,196	6,997	63,199	
計	4,680,196	2,471,360	2,208,836	

繰越の部

(収入総額)

(支出総額)

(九州大会・全国大会準備積立金へ引継)

4,462,160 円 - 2,471,360 円 = 1,990,800 円

監 査 報 告 書

令和5年度の現金出納帳・預金通帳及びその他の関係書類の各事項について監査しましたところ、現金の出納状況・諸帳簿の記録並びに証拠書類など適正に執行されていることを認めます。

令和 6 年 3 月 7 日

鹿児島県公立学校事務職員協会

監 事	学校名	鹿児島県立加世田常潤高等学校
	氏 名	竹之内 守
	学校名	鹿児島県立出水工業高等学校
	氏 名	高 田 浩

上記監査後の令和5年度分の現金出納帳・預金通帳及びその他の関係書類の各事項について、現金の出納状況・諸帳簿の記録並びに証拠書類など適正に執行されていることを認めます。

令和 6 年 4 月 25 日

学校名	鹿児島県立川内商工高等学校
氏 名	高 田 浩

監査報告書

令和5年度第70回全国公立高等学校事務職員協会九州協議会研究大会実行委員会の現金出納帳・預金通帳及びその他の関係書類の各事項について、監査しましたところ、現金の出納状況・諸帳簿の記録並びに証拠書類など適正に執行されていることを認めます。

令和 6 年 3 月 7 日

鹿児島県公立学校事務職員協会

監 事 学校名 鹿児島県立加世田常潤高等学校

氏 名 竹之内 守

学校名 鹿児島県立出水工業高等学校

氏 名 高田 浩

令和6年度 鹿児島県公立学校事務職員協会役員・理事・専門部委員名簿（案）

会長	福 永 伸 一 (南大隅)	
副会長	饒 平 名 辰 治 (伊集院)	
々	末 廣 卓 也 (鹿児島南)	
々	黒 岩 由記子 (大口)	
々	丸 田 美 香 (鶴丸)	
監事	有 川 幹 代 (加治木特支) 始良伊佐	
々	肥 後 有 斗 (志布志) 大隅	
支部	理事	専門部委員
鹿児島 理5 専8	○ 南 芳 浩 (鶴丸) 前 田 淳 (武岡台) 石 原 真 理 (鹿児島高等特支) 大久保 浩子 (武岡台特支) 坂 下 琴 美 (伊集院) 本部理事 住 吉 弘 典 (鹿屋) 木 原 嘉 孝 (川薩清修館) 脇 田 綾 香 (松陽) 加 治 大 志 (楠隼)	藤 後 綾 乃 (開陽) 小 園 優 心 (甲南) 大久保 裕司 (松陽) 福 田 真 都 (鹿児島東) 久 松 真 子 (鹿児島盲) 松 岡 さつき (鹿児島特支) 住 本 幸 恵 (吹上) 假 屋 奈 緒 美 (市来農芸)
南薩 理2 専3	○ 竹 之 内 守 (指宿) 佐 藤 裕 之 (鹿児島水産)	山 崎 さおり (加世田常潤) 福 森 健 一 (薩南工業) 塩 屋 孝 子 (穎娃)
北薩 理2 専3	○ 池 珠 美 (川薩清修館) 下 村 達 彦 (出水工業)	鞍 掛 良 幸 (薩摩中央) 斜 木 修 (川内) 脇 元 翠 (鶴翔)
始良伊佐 理2 専3	○ 荒 武 大 志 (加治木工業) 山 下 葵 玲 (大口)	猿 樂 大 智 (伊佐農林) 藤 田 恵 里 (加治木) 生 駒 優 子 (隼人工業)
大隅 理2 専3	○ 福 永 健 志 (鹿屋農業) 加 治 大 志 (楠隼)	有 村 昌 子 (串良商業) 久 徳 美 友 (南大隅) 岡 元 舞 桂 (鹿屋特支)
熊毛 理2 専1	○ 前 田 圭 一 (種子島) 赤 木 稜 典 (中種子特支)	川 崎 亮 (種子島中央)
大島 理2 専1	○ 迫 貴 志 (古仁屋) 立 山 直 樹 (奄美)	前 野 優 衣 (大島)
特別委嘱 (専門部委員)	田 中 利 之 (調査研究・大島北) 當 房 香 凜 (調査研究・指宿特支) 梶 木 賢 一 郎 (研修・伊集院) 勝 木 夏 央 (研修・鹿屋工業) 前 田 淳 (研修・武岡台)	吉 村 陽 子 (介助・鹿児島豊) 益 山 由 紀 子 (IT班・明桜館) 新 村 達 也 (IT班・鹿屋農業) 南 里 浩 輝 (IT班・大島特支)

理事17 専門部委員22 ○印は支部長

※特別委嘱{原則最大13人を限度、人数割合は調査研究部最大4人・研修部最大4人・介助2人・IT班3人}

令和6年度 事業計画(案)

本 部

- 1 令和6年度研究大会の開催
当番支部 始良伊佐支部
- 2 人材育成の推進
 - ・若年層育成の推進(先進県への派遣「先進校・先進県外研究大会」)
 - ・意識改革及びスキルアップの研究・推進
- 3 HP「ジムネット鹿児島」の運営及び活動内容の情報発信や情報提供
- 4 研究大会及び支部活動活性化の研究・推進
 - ・各支部の「研究テーマ」における研究内容の固定化による研究支援
- 5 全国協会研究大会「令和12年度鹿児島開催」への準備と方策の研究
- 6 協会の会計業務等に係る業務内容の改善
- 7 各種リクリエーション大会の名称使用承認及び賞品授与

研究大会の研究発表における「研究テーマ」

割当支部	研究項目
鹿児島支部A班	支出業務など業務改善と効率化に関する項目
鹿児島支部B班	支出業務など業務改善と効率化に関する項目
鹿児島支部C班	特別支援学校の業務内容に関する項目
南 薩 支 部	施設設備(災害などの防犯的なマニュアルも含む)に関する項目
北 薩 支 部	授業料・就学支援金・奨学のための給付金・諸会費に関連する項目
始良・伊佐支部	現在の学校をめぐる状況との課題(「チーム学校」や「働き方改革」など)に関する項目
大 隅 支 部	新規採用者などの初任者向けマニュアルに関する項目
熊 毛 支 部	給与関係(年末調整等含む)や旅費に関する項目
大 島 支 部	地域及び地理的な環境における様々な課題の解決の探求に向けた項目

研究大会当番支部割当表及び研究発表支部割当表

年度	研究大会当番支部割当	研究発表支部割当		
		鹿児島大会	九州大会	全国大会
2	中止（1年延期）			
3	鹿児島A班	始良伊佐・南薩		5年度 始良伊佐
4	北薩	大隅・熊毛	6年度 北薩	
5	鹿児島B班	北薩・大島		13年度 鹿児島A 南薩 から1本
6	始良伊佐	鹿児島A・鹿児島B	8年度 鹿児島A 鹿児島B 南薩 始良伊佐 から1本	
7	鹿児島C班	南薩・始良伊佐		
8	大隅	鹿児島C・熊毛		
9	鹿児島A班	大隅・大島	11年度 大隅 大島 鹿児島B 北薩 から1本	
10	南薩	鹿児島B・北薩		
11	鹿児島B班	鹿児島A・南薩		
12	全国大会（鹿児島県開催）			
13	北薩	鹿児島C・始良伊佐	14年度 鹿児島C 始良伊佐 から1本	
14	鹿児島C班	大隅・熊毛		

※令和5年度 第70回全国公立高等学校事務職員協会九州協議会研究大会鹿児島開催

※令和12年度 第82回全国公立高等学校事務職員研究大会鹿児島開催「全国大会」

鹿児島支部当番及び研究発表班	
A班	鶴丸, 武岡台, 明桜館, 松陽, 鹿児島東 鹿児島工業, 市来農芸, 串木野
B班	甲南, 鹿児島中央, 錦江湾, 開陽, 鹿児島南, 吹上, 伊集院
C班	鹿児島盲, 鹿児島聾, 武岡台特支, 鹿児島特支, 鹿児島南特支 高等特別支援, 串木野特支

年度別の監事割当	
年度	担当支部
5	南薩 北薩
6	始良伊佐 大隅
7	鹿児島 南薩
8	北薩 始良伊佐
9	大隅 鹿児島
10	南薩 北薩
11	始良伊佐 大隅

令和6年度 事業計画（案）

調査研究部

委員

◎鞍掛（薩摩中央） ○山崎（加世田常潤） △斜木（川内） 大久保（松陽）
假屋（市来農芸） 福森（薩南工業） 藤田（加治木） 生駒（隼人工業）
有村（串良商業） 岡元（鹿屋特支） 川崎（種子島中央） 田中（大島北）
當房（指宿特支）
末廣（副会長：鹿児島南） 木原（本部理事：川薩清修館）

1 学校事務必携について

- (1) 「令和6年度版学校事務必携」の作成
- (2) 内容の精選と充実化検討

2 H P 様式等の更新について

- (1) H P 掲載用事務様式集の検討・更新
- (2) 自校印刷へ向けた印刷物様式の検討・作成

3 H P 事務ソフトについて

- (1) ソフトの維持管理方法の検討，要領や手順書などの作成
- (2) 現存のソフトの開発者の確認
- (3) ソフトの維持管理

4 一括印刷物について

- (1) 契約内容の検討及び発注する印刷物の精選
- (2) 契約先選考，契約書締結

令和6年度 事業計画（案）

研 修 部

委 員

◎梶木（伊集院）○猿樂（伊佐農林）△住本（吹上）藤後（開陽）
 小園（甲南）福田（鹿児島東）久松（鹿児島盲）松岡（鹿児島特支）
 塩屋（穎娃）脇元（鶴翔）久徳（南大隅）前野（大島）勝木（鹿屋工業）
 前田（武岡台）吉村（鹿児島聾）
 饒平名（副会長：伊集院）住吉（本部理事：鹿屋）加治（本部理事：楠
 隼）

1 研究大会等の研修活動について

(1) 令和6年度研究大会の運営

当番支部：始良伊佐支部

期日及び会場

令和6年8月8日(木)～9日(金)国分シビックセンター，霧島国分公民館

(2) 令和7年度研究大会の事前準備

当番支部：鹿児島支部C班

研究大会の日程・内容について検討を進める。

(3) パソコン研修会の実施

業務に役立つ研修内容の検討を進める。

期日及び会場

令和6年8月23日（金）KCS鹿児島情報専門学校

(4) 研修活動の活性化

他研修会との連携について検討する。

現業・介助に携わる職員の実務に係る研修活動を進める。

2 質疑事項集（協会ホームページ「ジムネット鹿児島」掲載）について

(1) 令和6年度研究大会の質疑事項を職コミで送信，質疑事項集に追加する。

(2) 令和7年度研究大会の質疑事項を募集し，内容を検討する。

(3) 掲載内容の精選と見直しを進める。

3 研究発表について

(1) 令和7年度研究大会における研究発表の事前準備

発表支部 南薩支部，始良伊佐支部 2本

(2) 令和8年度九州大会における研究発表の候補選考及びバックアップ

発表支部 鹿児島支部A班，鹿児島支部B班，南薩支部，始良伊佐支部（4本）
 のうち1本

令和6年度 予算 (案)

鹿児島県公立学校事務職員協会

一般会計

収入の部

科目	予算額	前年度予算額	増減額	摘要
繰越金	3,281,214	5,277,913	▲ 1,996,699	令和5年度からの繰越
会費収入	686,000	672,000	14,000	正会員会費 343人×2,000円
研究活動助成金	4,566,000	4,598,000	▲ 32,000	福利厚生事務センター 171人×15,000円= 2,565,000円 共助会 171人×11,000円= 1,881,000円 (171人=(83校+2校(開陽:定・通))×2+1(奄美:定)) 弘済会研究団体助成金 100,000円 九州大会研究発表助成金(九州協議会より北薩支部へ) 20,000円
雑収入	35	87	▲ 52	預金利息
計	8,533,249	10,548,000	▲ 2,014,751	

支出の部

科目	予算額	前年度予算額	増減額	摘要
研修費	2,415,000	2,440,000	▲ 25,000	支部活動補助金 83+2(開陽)校×15,000円= 1,275,000円 研究大会講師謝金(県外8万円・県内5万円ほか) 100,000円 研究大会福利厚生費(景品代) 40,000円 専門部活動費 { 調査研究部 500,000円 研修部 500,000円
負担金	459,500	463,000	▲ 3,500	九州協議会 { 県分担金 5,000円 学校分担金 83校×1,000円= 83,000円 全国協会 { 高等学校 68校×3,000円=204,000円 特別支援学校 15校×2,500円= 37,500円 全国協会大会参加費・理事会負担金 30,000円 九州協議会・理事会負担金他 100,000円
旅費	1,580,000	1,580,000	0	理事会・監査等 300,000円 役員専門部委員会(1回分)等 140,000円 役員専門部長会(7回分)等 200,000円 九州・全国理事会等 360,000円 全国大会派遣等 200,000円 県研究大会関係等 200,000円 県外派遣研修(3人)等 180,000円
事務手当	160,000	160,000	0	本部理事(4人)手当 4人×40,000円=160,000円
慶弔費	400,000	400,000	0	会員の慶弔費(退職,結婚,療養他)
通信費	100,000	150,000	▲ 50,000	切手代・宅配料・振込手数料他
会議費	150,000	200,000	▲ 50,000	会場使用料他
需用費	560,000	860,000	▲ 300,000	総会議案書印刷代等 130,000円 封筒,用紙,消耗品等 230,000円 ホームページ管理費等 200,000円
積立金	1,500,000	2,500,000	▲ 1,000,000	九州大会・全国大会準備積立金(特別会計へ)
研究助成金	640,000	1,350,000	▲ 710,000	研究大会運営補助(始良伊佐) 150,000円 研究発表前年度補助(R7:南薩・始良伊佐) 100,000円×2支部 研究発表前々年度補助(R8:鹿児島C) 50,000円 研究発表前々年度補助(R8:熊本) 70,000円 研究発表研究費(残りの全支部・ブロック) 30,000円×5 九州大会研究発表助成金(九州協議会より北薩支部へ) 20,000円
予備費	568,749	445,000	123,749	
合計	8,533,249	10,548,000	▲ 2,014,751	

特別会計(九州大会・全国大会準備積立金)

前年度末積立金残高	今年度積立額	預金利息	今年度支出額	今年度末積立金残高
4,493,546	1,500,000	10	0	5,993,556

○ 九州協議会理事会・全国大会開催のための積立となります。(全国大会:令和12年度)

○ 全国大会開催のための予算として約1,000万円が必要であり,単年度では負担できないため年次的に積み立てます。

第6号議案

ア 鹿児島県公立学校事務職員協会「県外派遣研修事業」実施要領の改正(案)について

新旧対照表

改正前	改正後
第2項第7号ア 派遣者に欠員がある場合は、専門部長が派遣候補者を研究助成交付審査委員会に推薦する。	第2項第6号ウ <u>決定された派遣者は、助成金交付申請書(様式1)を研究助成金交付審査委員会へ提出する。</u> 第2項第7号ア 派遣者に欠員がある場合は、 <u>各支部長及び役員</u> が派遣候補者を研究助成交付審査委員会に推薦する。

【改正理由】

県外派遣研修における助成金の交付申請について整理し、第2項第6号イの後に、文言を追加する。

また、第2項第7号アの内容が実情と異なるため、文言を整理する所要の改正を行うものである。

【施行期日】 令和6年8月9日から施行する。

第6号議案

イ 鹿児島県公立学校事務職員協会研究助成金交付審査委員会設置規定の改正(案)について

新旧対照表

改正前	改正後
第3項 個人又は研究グループから提出された助成金交付申請書について、内容を審査し、適否の決定を行う。	第3項 個人又は研究グループから提出された助成金交付申請書及び <u>研修計画書等</u> について、内容を審査し、適否の決定を行う。

【改正理由】

研究助成金交付審査委員会における県外派遣研修に関する審査事項について整理し、文言を追加する所要の改正を行うものである。

【施行期日】 令和6年8月9日から施行する。

鹿児島県公立学校事務職員協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、鹿児島県公立学校事務職員協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、会長の在任する学校に置く。ただし、会長在任校以外の学校におくこともできる。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と、緊密な連携のもとに学校事務の研究並びに、学校教育の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 学校事務の能率促進に関する調査・研究

(2) 研究会・講習会等の開催

(3) 関係諸団体との連絡提携

(4) その他本会の目的達成に必要な事業

(専門部等)

第5条 本会は、前条の事業を行うため次の専門部等を置く。

(1) 調査研究部

(2) 研 修 部

(3) I T 班

(4) その他必要と認める部

第2章 組 織

(会 員)

第6条 本会は、鹿児島県公立高等学校、特別支援学校に勤務する事務職員及び事務に従事するその他の職員をもって構成する。

(支 部)

第7条 本会は、次の地区別に支部を置く。

鹿児島、南薩、北薩、始良伊佐、大隅、熊毛、大島

第3章 機 関

(機 関)

第8条 本会に次の機関を置く。

総会・理事会・役員会・支部会・専門部会等

(総 会)

第9条 総会は最高の議決機関で、年1回開催する。ただし、理事会の決議または会員の3分の2以上の要求、もしくは会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

2 総会の議決事項は次のとおりとする。

(1) 会則の改正

(2) 事業計画の審議

(3) 予算の審議・決算の承認

(4) 会長・副会長及び監事の承認

(5) その他特に重要な事項

(理事会)

第10条 理事会は総会に次ぐ議決機関で、理事をもって構成する。なお、必要に応じ、各専門部長及び監事を出席させることができる。

2 理事の数は、各支部2名（支部長を含む。）とする。
ただし、会員40名を超える支部については、会員数が40名を超える20名ごとに1名を2名に加えた数とする。

3 理事会は毎年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 総会の議案
 - (2) 会則施行のための必要な諸規則の制定及び改廃
 - (3) 予算の補正に関する事項の審議
 - (4) その他必要な事項
- (役員会)

第11条 役員会は会長、副会長、本部理事で構成し、次の事項を処理する。なお、必要に応じ、各専門部長を出席させることができる。

- (1) 総会、理事会で議決された事項
 - (2) 緊急に処理を必要とする事項
 - (3) その他必要な事項
- (支部会)

第12条 支部会は第7条に基づく支部毎に設置し、支部長を置き、次の事項を処理する。

- (1) 支部総会の開催
 - (2) 第4条に基づく事業の推進
 - (3) その他必要な事項
- (専門部会等)

第13条 専門部会は専門部委員及び専門部担当役員で構成し、次の事項を処理する。

- (1) 専門部長の選出
- (2) 第4条に基づき総会並びに理事会で決議された事業の推進
- (3) その他専門部活動に必要な事項

2 IT班はIT班委員及びIT班担当役員で構成し、協会ホームページの運用並びに会員に対するITに関する相談・助言を行う。協会ホームページ運用の詳細は別に定める。

第4章 役員

(役員)

第14条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 若干名 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 本部理事 若干名 本会の事務を処理する。
- (4) 監事 2名 本会の会計を監査する。

(選出方法)

第15条 役員等の選出は次による。

- (1) 会長、副会長及び監事は、理事会で選出し、総会の承認を得る。
- (2) 専門部委員は、各支部の推薦及び役員会推薦により会長が委嘱する。
- (3) 本部理事及びIT班委員は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- (4) 専門部長及び特別委嘱の部員は、各部で選出し会長が委嘱する。

(任期)

第16条 役員、理事及び専門部委員の任期は1年とし再任を妨げない。欠員の補充によって就任した者の任期は前任者の残任期間とし、任期満了の場合でも後任者の就任までその職務を行うものとする。

第5章 会議

(議長)

第17条 総会及び理事会の議長は、会議の都度選出する。

(定員数等)

第18条 総会及び理事会は、構成人員の3分の2以上（委任状を含む。）の出席をもって成立し、出席人員の過半数で議決する。なお、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(招集)

第19条 会議は、支部会を除き、全て会長が招集する。

第6章 会計

(経費)

第20条 本会の会計は次に掲げるものでまかなう。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

第21条 本会の事業及び会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

ただし、総会において予算案が承認されるまでの間は、通常の会議及び例年執行される経常的な収支については、会長の決定において処理できるものとする。

附則

本会則は昭和46年7月11日から施行する。

附則

本会則は昭和47年8月10日から施行する。ただし、第19条（現行第20条）については、昭和47年度に限り7月1日から昭和48年6月30日までとする。

附則

本会則は昭和53年7月1日から施行する。

附則

本会則は平成5年7月1日から施行する。

附則

本会則は平成10年7月1日から施行する。

附則

本会則は平成13年8月3日から施行する。ただし、第19条（現行第20条）については、平成13年度に限り7月1日から平成14年3月31日までとする。

附則

本会則は平成15年4月1日から施行する。

附則

本会則は平成18年4月1日から施行する。

附則

本会則は平成19年4月1日から施行する。

附則

本会則は平成21年4月1日から施行する。

附則

本会則は平成23年4月1日から施行する。

附則

本会則は令和3年4月1日から施行する。

鹿児島県公立学校事務職員協会の慶弔に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、鹿児島県公立学校事務職員協会の慶弔に関し規定することを目的とする。

(給付)

第2条 会員には次により慶弔の給付を行う。

- (1) 疾患等のため、入院期間が引き続き1ヶ月以上に及んだときは10,000円
- (2) 休職になって1年を経過したときは、10,000円
- (3) 死亡したときは、10,000円（生花及び弔電は別途）
- (4) 退職したときは、10,000円
- (5) 結婚したときは、10,000円
- (6) 災害を受けたときは、役員〔会則第11条（3）〕の協議により、その災害の程度に応じて10,000円以内の額。
- (7) 上記（1）～（6）の請求期限は、事実発生日から3年とする。

第3条 この規定の改正は、理事会の議決を経て承認を受けなければならない。

附 則

この規定は昭和48年7月1日から施行する。

附 則

この規定は昭和52年7月1日から施行する。

附 則

この規定は昭和63年7月1日から施行する。

附 則

この規定は平成5年7月1日から施行する。

附 則

この規定は平成10年7月1日から施行する。

附 則

この規定は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規定は令和5年4月1日から施行する。

理事会了解事項

(給付該当者の報告手続き)

「慶弔規定第2条関係各号」の該当者は、別記様式により、本部へ報告してください。

(給付手続)

本部は、上記の報告により、本人あてに給付金を送金します。

鹿児島県公立学校事務職員協会研究助成金交付要綱

(交付の目的)

- 1 この助成金は、会員が個人又は研究グループで学校事務に関する調査研究のために要する経費の一部を助成し、もって学校事務の改善振興を図ることを目的とする。

(交付対象及び助成金)

- 2 研究助成金交付審査委員会において、助成金交付の対象として認められたときは、予算の範囲内で助成する。

(申請手続き)

- 3 この助成金の交付を受けようとする個人又は研究グループは、助成金交付申請書（様式1）を研究助成金交付審査委員会に提出する。

(交付決定の通知)

- 4 研究助成金交付審査委員会は、個人又は研究グループから交付申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、交付決定通知書（様式2）を請求者に交付するものとする。

(実績報告)

- 5 助成を受けた個人又は研究グループは助成事業の完了したときは、その日から30日以内に研究実績報告書（様式3）を、研究助成金交付審査委員会に提出するものとする。

鹿児島県公立学校事務職員協会 研究助成金交付審査委員会設置規定

(主 旨)

- 1 この規定は、会員が学校事務の改善振興を図るため、調査研究に要する経費助成の審査にあたり適正な運営等の基本的な事項を定めるものとする。

(審査委員会の構成)

- 2 委員の構成は次のとおりとする。
 - (1) 会長 協会 長
 - (2) 委員 協会 副会長
本部 理事
専門 部長

(審査事項)

- 3 個人又は研究グループから提出された助成金交付申請書について、内容を審査し、適否の決定を行う。

(審査委員会の位置)

- 4 審査委員会の事務所は、会長在任校におく。
- 5 この規定は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則

この規定は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規定は令和3年4月1日から施行する。

鹿児島県公立学校事務職員協会 「県外派遣研修事業」実施要領

本事業は、鹿児島県公立学校事務職員協会研究助成金交付要綱に基づき、以下の要領で実施する。

1 県外派遣研修の目的

- (1) 若年層を育成し、会員の資質向上を図り協会の発展に寄与する。
- (2) 次代を担う事務職員が、学校事務に関する見聞を広め、「事務職員のありかた」や「職務改善」について研修を深めるとともに、研修成果を還元することによって協会活動の活性化を図る。

2 県外派遣基準

- (1) 派遣の対象者（原則として、次のいずれかに該当する会員）
 - ア 派遣年度における4月1日現在の年齢が40歳未満の者。
 - イ 派遣年度における4月1日現在の年齢が45歳未満で、異動等により初めて県立学校に勤務している者。
- (2) 派遣者の人数
個人又はグループとし、年間4名程度とする。
- (3) 派遣の日程
2泊3日程度
- (4) 派遣の場所
 - ア 学校事務に関して、先進的な取組や特色ある活動を行っている全国各地の地域
 - イ 鹿児島県以外（県外）の研究大会への参加
- (5) 派遣希望者の募集
 - ア 全会員を対象として派遣の前年度に募集する。
 - イ 派遣を希望する会員は、（別紙1）「県外派遣研修計画書」を各支部長あてに提出して申し込むものとする。
 - ウ 各支部長は支部内会員から提出された「県外派遣研修計画書」を研究助成金審査委員会あてに提出するものとする。
- (6) 派遣者の決定
 - ア 研究助成金交付審査委員会は、各支部長が推薦した派遣候補者の中から派遣者を決定する。
 - イ 派遣者は派遣の当該年度に決定する。
- (7) 派遣者の欠員補充
 - ア 派遣者に欠員がある場合は、専門部長が派遣候補者を研究助成金交付審査委員会に推薦する。
 - イ 派遣者の決定の手続きについては前記（6）に準じる。

3 研修成果の報告

- (1) 派遣者は、研修終了後速やかに（別紙2）「研修成果報告書」を各支部長に提出すること。
- (2) 各支部長は管内会員から提出された「研修成果報告書」を集約して研究助成審査委員会に提出すること。
- (3) 派遣者は次年度の研究大会等で研修内容を報告することによって、研修成果を全会員に還元するものとする。

附 則

本要領は平成23年4月1日から実施する。

附 則

本要領は令和3年4月1日から実施する。

附 則

本要領は令和5年4月1日から実施する。

鹿児島県公立学校事務職員協会の各種レクリエーション大会 への名称使用と賞品の授与に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、会員の親睦に寄与すると認められる各種レクリエーション大会（以下「大会」という。）に鹿児島県公立学校事務職員協会（以下「協会」という）の名称使用と優勝者への賞品の授与を行う場合の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 名称使用大会の趣旨に賛同し、当該大会の参加者募集等について協会名の使用を許可することをいう。
- (2) 賞品の授与 当該大会の優勝者への賞品（盾）を授与することをいう。

(承認基準)

第3条 協会が大会への名称使用の承認を行う場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 大会の主催者は、協会の会員もしくは会員で作る団体であること。
- (2) 大会の内容が次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 大会の内容が明らかに文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
 - イ 大会の内容が明らかに営利を目的とするものでないと認められるものであること。
 - ウ 大会の参加者が、協会会員或いは協会OBであること。
 - エ 大会の参加人員が、10名以上又は5所属以上であること。（OBは1名1所属とする）
- (3) その他次の要件を満たすものであること。
 - ア 主催者の存在及び大会の内容が明確で、大会の遂行能力が十分であると判断されるものであること。
 - イ 開催の場所が公衆衛生、災害防止等について、十分な設備及び設置が講ぜられていること。
 - ウ 主催者が参加者等から入場料、参加料等の経費を徴収する場合は、大会の遂行上やむを得ない場合であって、参加者等に加重の負担にならないものであること。
 - エ 過去に協会が大会への名称使用を承認したもので、当該承認の条件を履行しなかったことがないこと。
 - オ 同一年度内に同一支部内において、同じ種目で承認を受けた団体がないこと。（同一支部内での同一種目の承認は年1回限りとする。）

2 大会への名称使用に当たっては、前項に規定するもののほか、大会の内容について次の各号に掲げる事項にも留意するものとする。

- (1) 学校職員として県民の信頼を損なうようなものでないこと。
- (2) 商業的又は政治的な宣伝の顕著なものでないこと。
- (3) その他中正を欠く意図が感じられるものでないこと。

(権限の委任)

第4条 協会長は大会への名称使用の承認及び賞品の授与に係る権限を協会本部理事に委任する。

(名称使用の承認申請)

第5条 大会への名称使用の承認を受けようとするものは、当該行事の開始日20日前までに、大会への名称承認申請書（別記第1号様式）及び次の各号に掲げる書類を本部理事に提出しなければならない。

- (1) 会員への大会募集案内原稿
- (2) 会費を徴収する場合にあつては収支予算案
- (3) その他必要と認める書類

(名称使用の承認及び賞品の授与)

第6条 本部理事は、前条第1項の規定による申請について、当該申請に係る大会への名称使用の承認を決定した場合には、大会の名称使用承認通知書（別記第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 本部理事は、前項の規定により大会への名称使用の承認をする場合には、承認期間その他の必要な条件を付すものとする。

3 本部理事は、第1項により名称使用を承認し、申請者が賞品の授与を希望する場合は優勝者への賞品を送付するものとする。

(協会長への報告)

第7条 本部理事は、前条により承認した場合は、第3号様式によりすみやかに協会長へ報告しなければならない。

2 本部理事は、許可等の状況を第4号様式に整理しなければならない。

(大会内容の変更)

第8条 大会への名称使用の承認を受けた者は、当該承認に係わる大会の内容を変更しようとするときは、あらかじめ本部理事の承認を受けるものとする。ただし、変更に係わる事項が軽易なものであると認められるときは、届出をもってこれに代えることができるものとする。

(名称使用の承認の取消し等)

第9条 本部理事は、大会の名称使用の承認を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは直ちにその是正を命じ、又は当該承認を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請を行ったとき。

(2) 大会の内容等が第3条に規定する基準等を逸脱するものとなったとき。

(3) 承認の条件に違反したとき。

(実施結果の報告)

第10条 本部理事は、必要があると認めるときは、大会の名称使用の承認を受けた者に対して、当該承認に係わる大会の実施結果について、報告を求めることができるものとする。

(名称使用の期間)

第11条 大会の名称使用の承認期間は、承認の日から当該承認に係わる大会の終了する日までとする。ただし、協会年度を越えることはできないものとする。

(損害やけが等に関する費用の負担)

第12条 協会は、名称使用の承認をした大会における損害あるいはけがに対し、いかなる場合においても一切の責任及び負担を負わないものとする。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

鹿児島県公立学校事務職員協会ホームページ管理規定

(目的)

第1条 鹿児島県公立学校事務職員協会会則第3条の目的を達成するため、鹿児島県公立学校事務職員協会のホームページ（以下「ジムネット鹿児島」という）を設置し、管理規定を定め、運用を図ることとする。

第2条 この管理規定は、鹿児島県公立学校事務職員協会会則第5条第3項各号の事業を補完するため、ジムネット鹿児島に係る作成及び運用について必要な事項を定めたものである。

(趣旨)

第3条 本会の活動内容を広くかつ迅速に情報発信するとともに、会員への情報提供及び会員相互の情報交換の場として、ジムネット鹿児島を活用するものとする。

(管理者)

第4条 ジムネット鹿児島の管理者は、鹿児島県公立学校事務職員協会会長（以下「管理者」という。）とする。

第5条 管理者は、ジムネット鹿児島の作成及び運用に関する管理を行う。

(運用責任者)

第6条 管理者は、運用責任者を置き、ジムネット鹿児島に係る作成及び運用の取り扱いを委任する。

第7条 運用責任者は、鹿児島県公立学校事務職員協会IT班担当副会長（以下「運用責任者」という。）とし、ジムネット鹿児島に係る作成及び運用に関する調整を行う。作成及び運用に係る業務は、鹿児島県公立学校事務職員協会IT班（以下「IT班」という。）が行う。

第8条 前条の規定に関わらず、重要な改廃の場合、作成及び運用に関する調整は管理者が行う。

(運用業務)

第9条 IT班は、ジムネット鹿児島の作成及び運用業務に関する次の各号を行う。

- (1) Webページの作成及び修正
- (2) Webプログラムの作成及び修正
- (3) 掲示板の設置及び修正、また掲示板から運用責任者へのインターネット接続
- (4) ホームページ作成に関する契約
- (5) その他

(個人情報の保護)

第10条 ジムネット鹿児島の作成に当たっては、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報等のプライバシー保護について十分配慮するものとする。

- 2 ジムネット鹿児島の「研究大会・報告」には鹿児島県公立学校事務職員協会での研究大会やパソコン研修会で発表したものを掲載するものとする。
- 3 前条第2項以外でジムネット鹿児島に鹿児島県公立学校事務職員協会会員並びに個人の文章・絵画・プログラムソフト等を掲載する場合には、該当者の許諾を得るものとする。
- 4 鹿児島県公立学校事務職員協会が発行する「学校名簿」については、「会員用」のページに掲載し、パスワードを設定するものとする。

(名称使用の期間)

第11条 大会の名称使用の承認期間は、承認の日から当該承認に係わる大会の終了する日までとする。ただし、協会年度を越えることはできないものとする。

(損害やけが等に関する費用の負担)

第12条 協会は、名称使用の承認をした大会における損害あるいはけがに対し、いかなる場合においても一切の責任及び負担を負わないものとする。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。